

熊谷市建設工事設計変更ガイドライン

令和2年1月

熊 谷 市

(用語の定義)

「設計変更」とは、熊谷市建設工事請負契約約款（以下、契約約款という。）第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

「契約変更」とは、契約約款第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。

「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

「協議」とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

目次

1	熊谷市建設工事設計変更ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本	1
	(1) 設計変更の基本的な考え方	1
	(2) 適切な設計変更の必要性	1
	(3) 設計変更の対象事項	2
	(4) 設計図書の確認と手続き	3
	(5) 監督日誌等への概算額の記載方法	4
	(6) 設計変更に関する留意事項	5
3	設計図書の照査	6
4	設計変更の対象とならないケース	8
5	設計変更の対象となるケース	9
	(1) 図面と仕様書等が一致しない	9
	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある	10
	(3) 設計図書の表示が明確でない	11
	(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	12
	(5) 予期することのできない特別な状態が生じた	13
	(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	14
	(7) 受注者からの請求による工期の延長	15
	(8) 発注者からの請求による工期の短縮	16
	(9) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	17
6	条件明示について	19
7	指定・任意の使い分け	25
8	設計変更事例集	27
	(1) 土木工事	27
	(2) 建築工事	46
	(3) 電気設備工事	53
	(4) 機械設備工事	56
9	熊谷市建設工事請負契約約款(抜粋)	61
10	埼玉県土木工事共通仕様書(抜粋)	66
11	公共建築工事標準仕様書 平成28年版(抜粋)	68
12	参考様式	70

1 熊谷市建設工事設計変更ガイドラインの目的

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

したがって、発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置等を明確にする必要がある。

熊谷市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第18条（条件変更等）では、施工条件が変わった場合等の確認手続きや設計図書の変更等について定められているが、その具体的な手続き等については不明確な点も多い。

そこで、本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続き、設計変更を行う際の受注者・発注者双方の留意点を明らかにすることにより、設計変更を適切かつ円滑に行い、公共工事の品質確保及び向上を図ることを目的とする。

2 設計変更の基本

（1）設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、請負金額や工期に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

（2）適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいた公正な契約を適正な額の請負代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期変更を行わないことはあってはならない。

熊谷市建設工事に係る変更契約に関する運用基準

（抜粋）

4 変更増契約の限度額

変更増契約の限度額は、変更見込金額が請負代金額の30%までとする。

変更見込金額が、請負代金額の30%を超える工事については、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なものを除き、別途の契約とするものとする。

(3) 設計変更の対象事項

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約約款第18条(条件変更等)に、発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更は契約約款第19条(設計図書の変更)に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については契約約款第20条(工事の中止)に規定している。

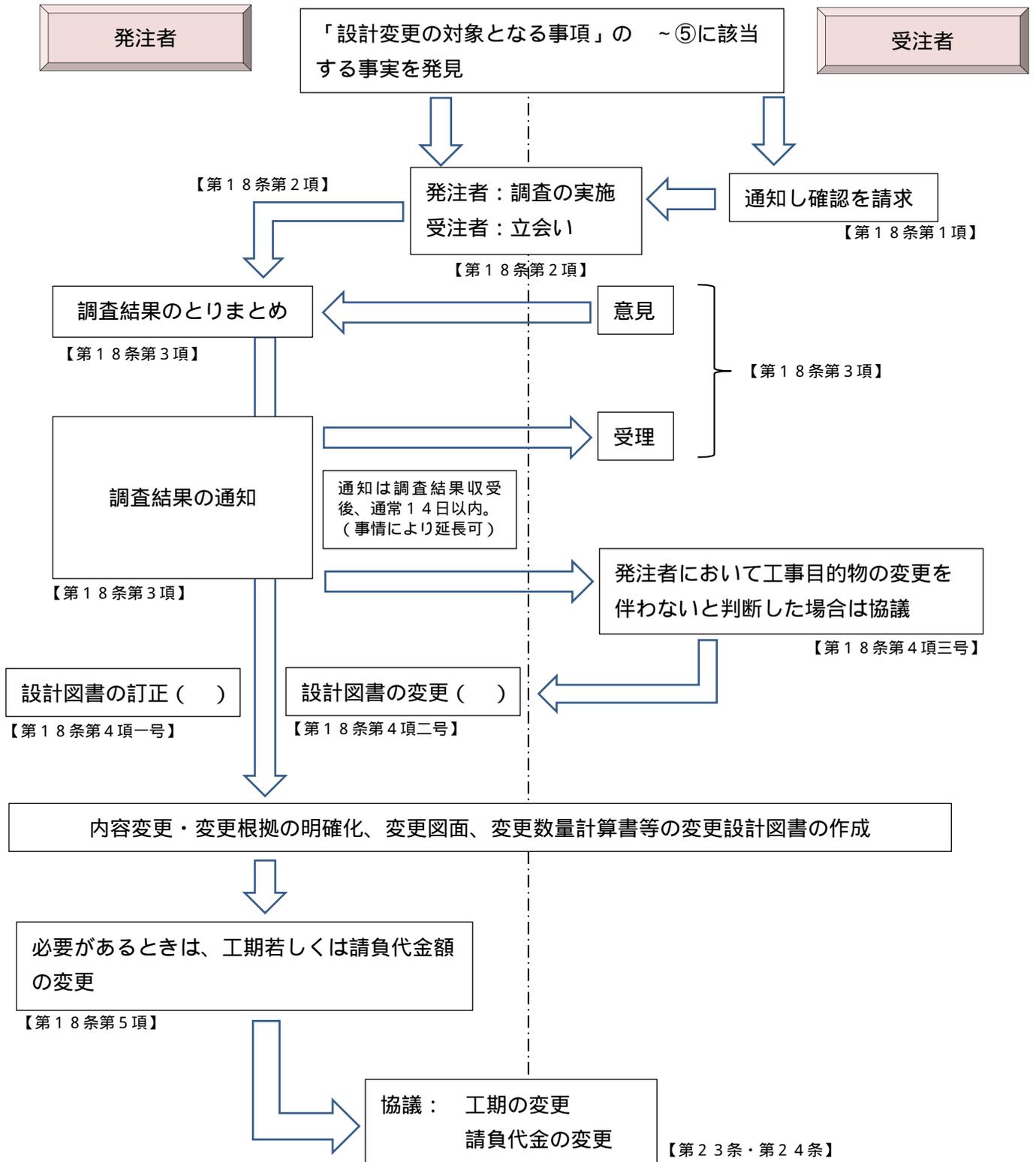
このことから、主な設計変更の対象となる事項は下表のとおりである。

設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款
① 図面と仕様書が一致しない	第18条第1項第一号
② 設計図書に誤謬又は脱漏がある	第18条第1項第二号
③ 設計図書の表示が明確でない	第18条第1項第三号
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第18条第1項第四号
⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた(設計図書で明示されていない施工条件について)	第18条第1項第五号
発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第19条
⑦ 受注者からの請求による工期の延長	第21条
⑧ 発注者からの請求による工期の短縮	第22条
⑨ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条

(4) 設計図書の確認と手続き

受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第18条第1項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。



訂正：契約約款第18条第1項第一号から第三号に該当する場合

変更：契約約款第18条第1項第四号、五号に該当する場合

(5) 監督日誌等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先立って指示を行う場合は、監督日誌等にその内容に伴う増額変更の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

- ・発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者に作業を行わせる場合は、必ず書面（監督日誌等）にて指示を行う。
- ・監督日誌には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。

(6) 設計変更に関する留意事項

①受注者の留意事項

受注者は契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

②発注者の留意事項

発注者は契約約款第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後、原則14日以内に受注者に通知する。

発注者は関係機関との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。

当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。

(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)

変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。(一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。)

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(2会計年度以上にまたがる工事においては各会計年度末)に行うことをもって足りるものとする。

軽微な設計変更の範囲については各部署の取り扱いによる。

一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される中で、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。(設計変更となる場合には、関連する他の工事との取り合いや工程の調整を特に注意して図ること。)

3 設計図書の照査

設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、設計図書に問題点が無いか確認することである。

具体的には、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点が無いか確認することである。

[参考]埼玉県土木工事共通仕様書 第1編共通編第1章総則(平成31年4月改定)

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

照査の結果により問題点が見つかった場合

受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

設計図書の照査の範囲をこえるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更に「設計図書の照査」に含まれる。

現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)

構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算および図面作成。

土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。

設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、埼玉県土木工事共通仕様書「7-14-4-3 路面切削工」「7-14-4-5 切削オーバーレイ工」「7-14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

4 設計変更の対象とならないケース

下記の場合においては、原則として設計変更できない。

(ただし契約約款第26条(臨機の措置)での対応の場合は除く)

設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

受注者は契約約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面(工事記録等)により監督員に提出し確認を求める。

発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約約款第18条第3項により調査の終了後14日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議(工事記録等)を行うことが重要である。

設計変更および契約変更の協議等を経ない「承諾」で施工した場合

ここでの承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約約款第18条による確認をすることが必要であり、設計変更および契約変更が考えられる場合は、安易な承諾による施工は避けるべきである。

契約約款・埼玉県土木工事共通仕様書・公共建築工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合

(契約約款第18条～24条、埼玉県土木工事共通仕様書1-1-1-15～1-1-1-17、公共建築工事共通仕様書1.1.8～1.1.10)

発注者及び受注者は協議・指示・一時中止・工期変更・請負代金額の変更など所定の手続を行う。

正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

5 設計変更の対象となるケース

(1) 図面と仕様書等が一致しない(第18条第1項の一)

受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

(例)

- ・ 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ・ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項一号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある (第 1 8 条第 1 項の二)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に誤謬又は脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して誤謬又は脱漏部分を訂正してもらうべきである。

発注者は、「条件明示について」の通達に基づいて、設計図書の中で条件明示を適切に明記する。

例)

- ・ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ・ " 地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ・ " 交通誘導警備員についての条件明示がない。
- ・ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。

(受注者)

「契約約款第 1 8 条 (条件変更等) 第 1 項二号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示) を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第 2 3 条、第 2 4 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(3) 設計図書の表示が明確でない (第 1 8 条第 1 項の三)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。

この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

例)

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。
- ・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ・図面の記載内容が読み取れない場合。

(受注者)

「契約約款第 1 8 条 (条件変更等) 第 1 項三号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示) を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第 2 3 条、第 2 4 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(4) 設計図書に示された(自然的又は人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない(第18条第1項の四)。

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、工事中道路、壁内配管、工事に関係する法令等が挙げられる。

例)

- ・ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- ・ 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない。
- ・ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない。
- ・ 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない。
- ・ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。
- ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合。
- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。
- ・ その他、新たな制約等が発生した。

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項四号」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた(第18条第1項の五)。

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

(受注者)

「契約約款第18条(条件変更等)第1項の五」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更 (契約約款第 1 9 条)

発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

例)

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

(発注者)

「契約約款第 1 9 条 (設計図書の変更)」に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる



受注者及び発注者は第 2 3 条、第 2 4 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(7) 受注者からの請求による工期の延長

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長を変更を請求することができる。

(例)

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長生じた場合
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(受注者)

「契約約款第 2 1 条 (受注者の請求による工期の延長) 第 1 項」に基づき、その理由を明示した書面により監督員に通知



(発注者)

発注者は第 2 項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う



受注者及び発注者は第 2 3 条、第 2 4 条に基づき、「協議」により工期の及び請負代金額を定める

(8) 発注者からの請求による工期の短縮

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

(例)

- ・ 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・ その他受の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(発注者)

発注者は、「契約約款第 2 2 条（発注者の請求による工期の短縮等）第 1 項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求



(受注者)

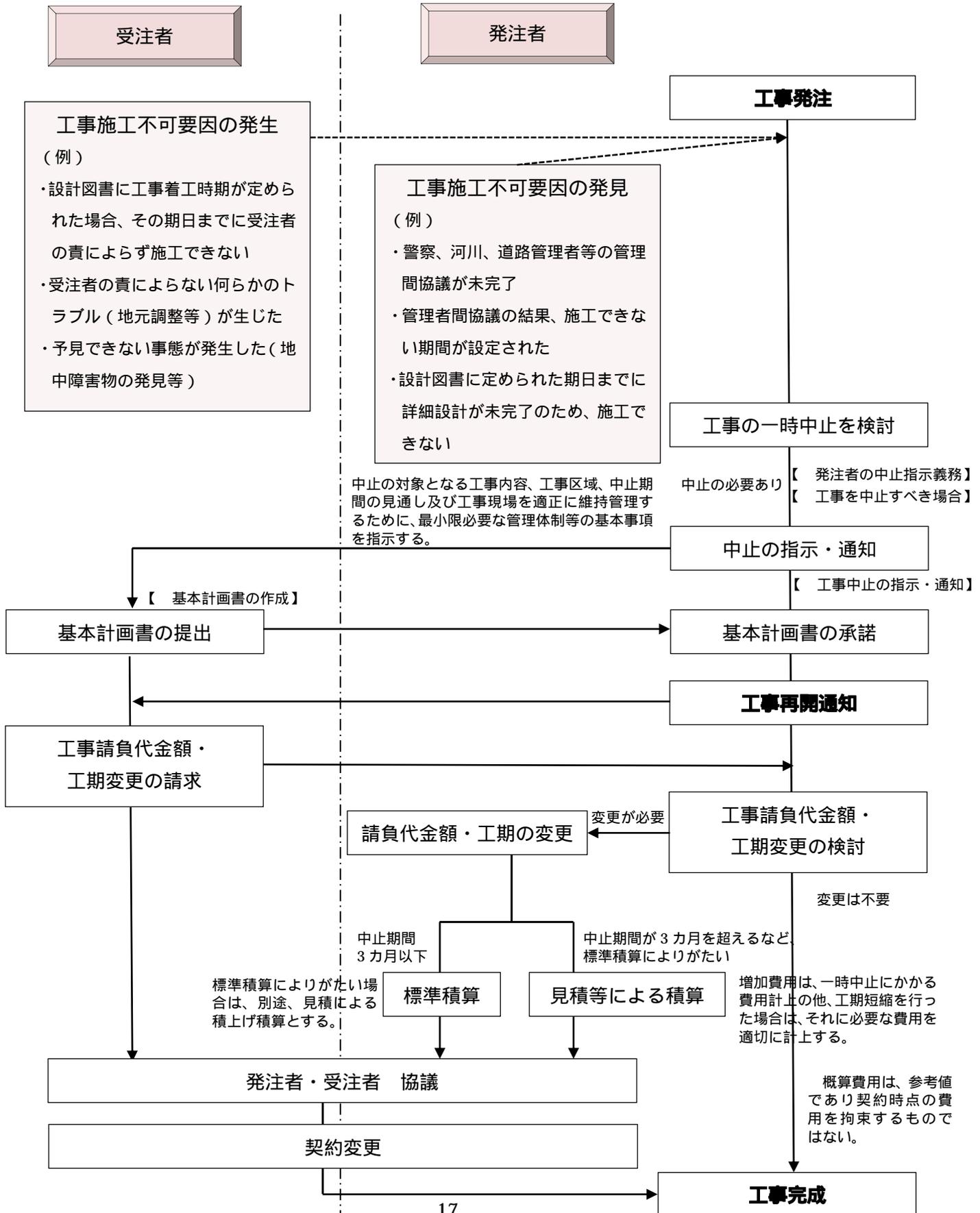
受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るため施工計画を発注者に提出し承諾を得る



受注者及び発注者は第 2 3 条、第 2 4 条に基づき、「協議」により工期の及び請負代金額を定める

(9) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

工事の一時中止に係る基本フロー



発注者の中止指示義務

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。

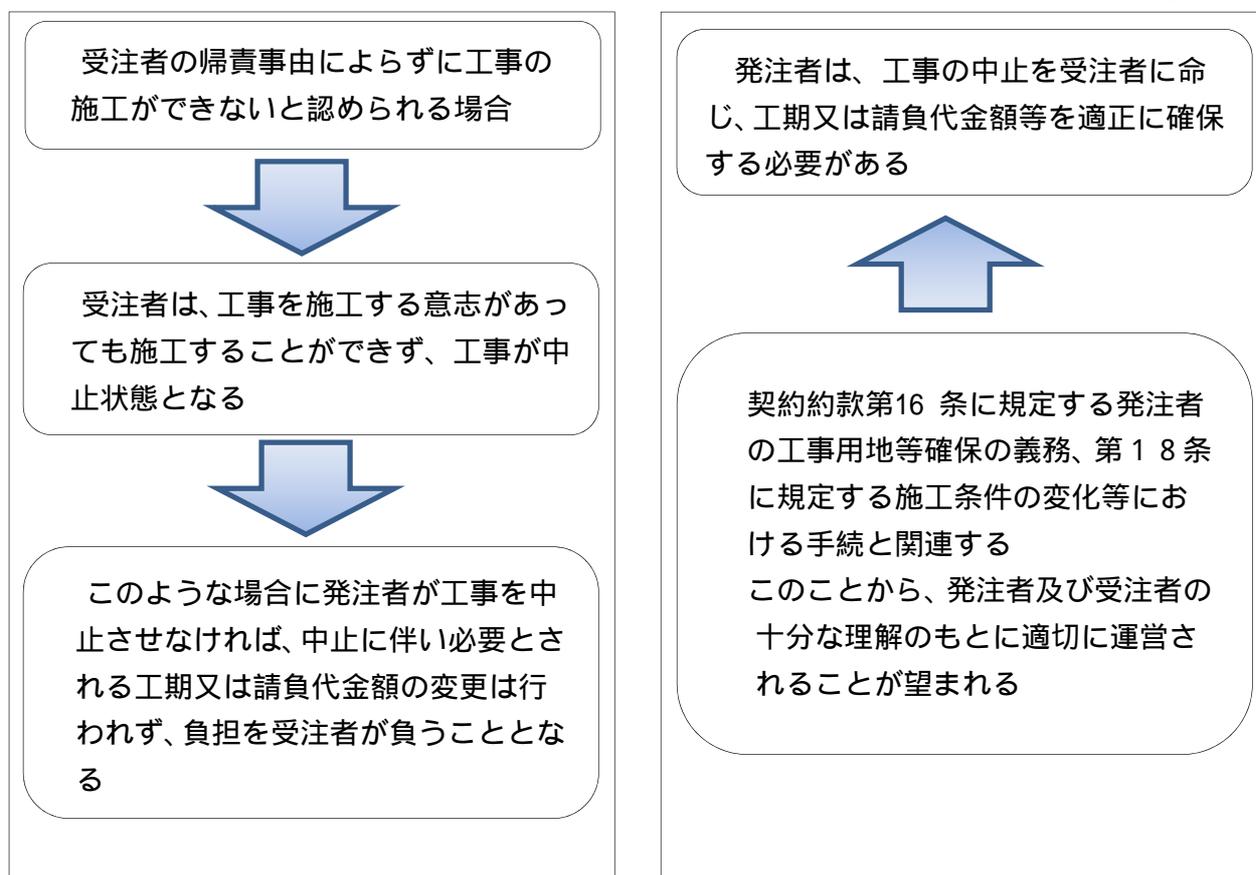
【契約約款第20条】

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【契約約款第20条】

以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期 となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】
大幅な工期延期とは、契約約款(受注者の解除権)第48条第1項の二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

③ 工事を中止すべき場合

受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「(ア)工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「(イ)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約約款第20条】

上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

(ア) 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

(イ) 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため（契約約款16条）施工できない場合。

設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合等。

設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。

同一現場内で、建築、電気、機械等の複数工事があり、何らかの理由で一部の工事が「中断」または「未着工」のため、他工事が施工できない場合。

「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

地中障害物・埋設物等の調査及び処理等を行う場合。

天災等により地形等に物理的な変動があった場合。

中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

基本計画書の作成

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。【土木工事共通仕様書 1-1-1-15】

実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、承諾を得ることとする。

記載内容

基本計画書作成の目的

中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

工事現場の維持・管理に関する基本的事項

工事再開に向けた方策

工事中止に伴う増加費用 及び算定根拠

基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

建築工事等の場合（土木工事以外の工事）

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」等に明記する
一般共通事項[項目] ・ 工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

<p>工事用道路 関係</p>	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。</p> <p>2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</p>
<p>仮設備関係</p>	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</p>
<p>建設副産物 関係</p>	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。</p>
<p>工事支障 物件等</p>	<p>1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</p>
<p>薬液注入 関係</p>	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</p>
<p>その他</p>	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</p> <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。</p>

7 指定・任意の使い分け

【基本事項】

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があって原則として設計変更の対象としない。
- ③ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（変更の対象としない）



発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

（任意における不適切な対応例）

- ・ 工法で積算しているので、「 工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用については受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
・ 設計図書	施工方法等について具体的に明示する	施工方法等について具体的には明示しない(1)
・ 施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
・ 施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。
・ 条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。
その他	< 指定仮設とすべき事項 > ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

8 設計変更事例集

(1) 土木工事

【変更事例：土木】 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
 - ・ 予定どおり処理できない場合は、監督員と協議する。
- と示されていた。



- ・ 一部分について移転用地交渉が不調。



変更設計

- ・ 用地主知億範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
 - ・ 変更した設計図書に基づき変更設計とする。
- 【契約約款 19 条（設計図書の変更）】

Point

契約約款第 19 条（設計図書の変更）では発注者は必要があると認められる時は自らの意志で設計図書を変更できるされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期若しくは請負代金の変更を行う。

【変更事例：土木②】工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



- ・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。



変更設計

- ・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示
- ・ボーリング調査を追加
- ・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
- ・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上

Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効。

【変更事例：土木③】工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。



- ・土質条件が現場と設計で一致しなかった。



変更設計

- ・土質条件の変更を設計図書に明示
- ・変更後の薬液注入率で費用を計上

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。

() この場合、薬液注入率の変更を明確に伝える必要がある。

通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

【変更事例：土木④】工事目的物の追加

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督員が別途指示する。
と示されていた。



- ・埋設管が工事の支障となる。



変更設計

- ・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
- ・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

Point

工事に影響する可能性が大きいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。

【契約約款第18条（条件変更等）】

【変更事例：土木⑤】施工数量の増減

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成できない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理できない場合は、監督員と協議すると示されていた。



・一部用地において所有者との交渉が難航。



変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事の一時中止に伴う増加費用を計上。

Point

やむを得ず工事の一部を一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

【変更事例：土木⑥】施工数量の増減

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていなかった。



- ・当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

- ・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約約款第19条（設計図書の変更）】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転完了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

【変更事例：土木⑦】施工方法等の変更

排水基準を満足する水質で排水したところ、湧水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。



- ・湧水のため水質汚濁が危惧された。



変更設計

- ・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
- ・変更積算は濁水処理設備等について計上。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、湧水という状況下においてその必要性が発注者で検討されたもの。

【変更事例：土木⑧】施工方法等の変更

地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイプロハンマ、引き抜きを電動式バイプロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督員と協議する。
と示されていた。



・地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

- ・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。
- ・特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

【変更事例：土木⑨】施工方法等の変更

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しない留め敷鉄板の施設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量が明示されていた。



・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

- ・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。
- ・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示すことになる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

【変更事例：土木⑩】施工方法等の変更

現道切り直し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通誘導警備員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通誘導警備員の人数が示されていた。



・現道切り直し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。



変更設計

・以下の3点について設計図書に条件明示する。

- ①夜間作業の区分
- ②交通誘導警備員の夜間作業時間帯及び員数
- ③夜間作業の変更に伴う工期の延長

・夜間作業に伴う積算の変更と交通誘導警備員の費用を計上。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通誘導警備員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

【変更事例：土木】施工方法等の変更

当初見込んでいた道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置費用に仮栈橋を設けることとした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指示が示されており、設置個所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。



・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。



変更設計

・施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上。

Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だつて、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

【変更事例：土木】 施工方法等の変更

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。 ×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。と示されていた。



- ・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

- ・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
- ・ウェルポイント工法の費用を計上。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

【変更事例：土木】 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更
用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理できない場合は、監督員と協議と示されていた。



・ 用地取得交渉に不測の日数を要した。



変更設計

・ 工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上【契約約款第20条（工事の中止）】

Point

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時期を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

【変更事例：土木】 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

地元漁業関係者より業業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事の一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員と協議する。
と示されていた。



・地元農業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望書が出された。



変更設計

・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、土木工事共通仕様書に基づき「基本計画書」の作成を行う。【共通仕様書 1-1-1-15】
・工事一時中止に伴う増加費用を計上。【契約約款第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

【変更事例：土木】 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



変更設計

- ・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。(工事 期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)
- ・工期の延長【契約約款第 21 条 (受注者の請求による工期の延長)・第 23 条 (工期の変更方法)】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

【変更事例：土木】 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

橋梁保全工事において、当初設計で想定していない補修履歴や添架物が発見され、工法の見直しに必要な期間について、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図面に構造物の諸元が示されており、現地と差異がある場合は、監督員と協議、と示されていた。



・当初図面に記載のない事象により、想定していた施工方法では施工ができなくなかった。



変更設計

- ・施工方法等の見直しに必要な期間について、工事一時中止を指示し、工期延長を行う。
- ・工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約約款第20条（工事の中止）】

Point

橋梁補修等においては、現地調査を行うまで、当初設計と差異が明らかにならないことが多い。当初の施工条件と現地に差異があり、工法等の見直しが必要な場合には、速やかに工事の一時中止を指示し、一時中止に伴う増加費用について受注者と協議のうえ、費用を見込まなければならない。

【変更事例：土木】工期短縮に伴う変更

当初設計変更時点の現場条件に違いがあり 工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延長ができず、当初工期のまま施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工種はなかった。



・ 工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。



変更設計

- ・ 受発注者間で 工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・ 施工時間の延長
- ・ 建設機械の増

Point

工種追加により、作業が増えているが工期の延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

【変更事例：土木】工期短縮に伴う変更

工事一時中止により2か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1か月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計工程： 1か月



・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1か月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。



変更設計

- ・受発注間で1か月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認のうえ、費用を見込まなければならない。

【変更事例：土木】工期短縮に伴う変更

工事一時中止のより か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、か月工期を短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計工程： か月



・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、か月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。



変更設計

・受発注間で か月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

ex.

- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、突貫工事で生じるロスも含めて、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

(2) 建築工事

【変更事例：建築】

建築基準法の規定により、既存建築物の開口部を防火設備に改修する必要があるため、該当する開口部の仕様を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・増築工事において、同一敷地内にある既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部は防火設備にする必要があるが、設計図書には防火設備に関する記載がない。



・計画通知の手続きにおいて、既存建築物の防火設備の記載漏れが判明した。



変更設計

・既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部の位置、仕様等を設計図書に明示する。
・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

建築基準法の規定により、耐火要求のある建築物では、延焼のおそれのある部分の開口部は防火設備にする必要がある。

法令から要求される仕様等については、増築工事の際に既存建築物の改修が必要となる場合があるので、設計時に十分注意する必要がある。

【変更事例：建築】

設計図書で明示されていない既存の埋設管が現れた。建築物の配置から基礎工事の支障となるため、既存の埋設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 既存の埋設管は、設計図書には明示されていなかった。



- ・ 既存の埋設管が基礎工事の支障となる。



変更設計

- ・ 既存の埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、仕様等を設計図書に明示する。
- ・ 既存の埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上する。

Point

既存の埋設管については、工事に影響する可能性が大きいため、特記仕様書等には「存在」を記載しておく必要がある。

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

【変更事例：建築】

学校のプール槽改修工事において、工事着手後にプール槽（FRP製）の水を抜いて劣化状況を詳細に調査したところ、設計時の調査では把握できなかったひび割れ・剥離等が多数発見された。当初設計では、ひび割れ等の部分補修で対応することとなっていたが、劣化状況がひどいため、数年後に再補修となる可能性が高い。そこで、既存プールの部分補修からプール槽の入替えに変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計時の調査結果を元に、既存プール槽の部分補修で計画していた。



- ・工事着手後、プール槽の水を抜いて劣化状況を詳細に調査した。
- ・設計時の調査では把握できなかったひび割れ・剥離等が多数発見された。
- ・部分補修で対応した場合は、数年後に再補修となる可能性が高いため、施設管理者等の関係者と協議し、プール槽を入替えることとした。



変更設計

- ・既存プール槽の撤去と新規プール槽の使用等を設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

変更の内容によっては、施工管理者等の関係者とも協議する必要がある。

【変更事例：建築 ④】

建築物の外壁改修工事において、足場を設置して外壁の劣化状況調査を実施したところ、設計時に想定していたよりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計時は足場を設置せずに、目視や手の届く範囲の打診調査でひび割れ等の数量を算出した。



- ・足場を設置して外壁の全面打診による劣化状況調査を実施した。
- ・想定よりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。



変更設計

- ・外壁のひび割れ補修等の位置、数量、仕様等を設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

外壁改修工事については、設計時に正確な施工数量を把握することが困難なため、設計変更の対象となることがほとんどである。

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

【変更事例：建築 ⑤】

庁舎のトイレ改修工事において、当初設計では、工事期間中は仮設トイレを設置し、2系統あるトイレを同時工程で進める計画としていた。工事の着手に当たり、施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明したため、1系統ごとに工事を行うこととなった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計図書には、仮設トイレを設置し、2系統のトイレを同時工程で進める記載があった。



- ・施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明した。
- ・既存のトイレを使用しながら、1系統ごとに工事を行うこととなった。



変更設計

- ・工事工程の変更に伴う仮設計画等の変更を設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上し、併せて工期も変更する。

Point

年度を越える工期の変更については、別途、予算の繰越手続きが要する場合がありますので、注意が必要である。

【変更事例：建築 ⑥】

基礎工事に着手したところ、地中障害物が現れた。地中障害物を撤去することができないため、建築物の配置を大幅に変更することになり、計画通知の変更手続きが完了するまで工事の一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計図書には、地中障害物の記載はない。
- ・計画通知の手続きは完了していた。



- ・基礎工事で地中障害物が現れた。
- ・地中障害物を撤去することは困難であり、建築物の配置を大幅に変更することとなった。



変更設計

- ・建築物の配置を変更し、計画通知の手続きが完了するまで工事の一時中止を指示する。
- ・必要に応じて、請負代金額と工期を変更する。

Point

設計変更等により計画通知の手続きが必要となり、工事の施工を止める必要がある場合は、工事の一時中止させることができる。

【変更事例：建築 ⑦】

地元自治会から工事に伴う騒音・粉塵対策等について要望書が提出されたため、地元自治会と合意が成立するまで工事の一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・仕様書に「施工中の環境保全等」として、関係法令の遵守を記載している。



- ・地元自治会から騒音・粉じん対策等について要望書が提出された。
- ・地元自治会との話し合いには、時間がかかる見込みである。



変更設計

- ・受注者の責めに帰することが出来ない事由と認められるので、工事の一時中止を指示する。
- ・必要に応じて、請負代金額と工期を変更する。

Point

要望書の内容が、受注者の責めに帰することが出来ない事由と認められる場合は、工事を一時中止させることができる。

事前に地元自治会や近隣住民に説明していても、工事着手後に何らかの要望が出る場合がある。

(3) 電気設備工事

【変更事例：電気設備】

ホールおよび体育館の軽量天井化工事にあたり、消防署との打ち合わせにより、壁付式煙感知器が設置可能であることがわかったため、当該仕様の感知器を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・震災等を考慮し、ホールおよび体育館については軽量素材を採用した天井改修を行った。薄い素材のため、天井裏に登ることもできず、維持管理が困難なため天井感知器免除の消防用設備等特例承認申請書の提出を予定。



・消防署との打ち合わせにより、壁付式煙感知器が設置可能であることが判明した。



変更設計

- ・光電式分離型感知器（壁付）を追加する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

受注者は、設計時の調査が、経費的に目視調査が主体となることを念頭に置き、着工前に詳細な調査を行い、合理性のある施工を行うべきであり、発注者は必要な設計変更を行う必要がある。

【変更事例：電気設備 ②】

市営住宅の増設工事（既存棟：1～10号棟 増築等：11号棟）において、増築棟の建設が既存棟のテレビ電波を受信するアンテナに受信障害をきたす可能性を考慮し、既存棟へ対策装置（受信可能棟からの電波切り回し装置）を設置した（箇所A）。

しかしながら、想定外の他の既存棟においてもアンテナの受信障害が発生したため追加の対策装置を設置することとした（箇所B）。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 箇所Aへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていた。
- ・ 箇所Bへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていなかった。



- ・ 工事を進める中、当初想定していなかった箇所への受信障害が発生した。



変更設計

- ・ 箇所Bへの受信障害の対策装置を設計図書に追記する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

発注者が必要であると認めるときは、受注者に通知し、設計図書の変更を行うことができる。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

【変更事例：電気設備 ③】

消防法の改正等に伴う学校改修工事の非常放送設備更新工事において、図面と現場が一致しておらず、非常用スピーカの数量が不足していることが分かった。発注者は当初設計の図面を用いて設計していたが、その後の改修工事により間取りが変わっていた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・発注図面が古く、非常用スピーカが必要数確保されていなかった。



- ・受注者が着工前に現地調査したところ、図面と現場が一致していないことが分かった。



変更設計

- ・追加の非常用スピーカおよび配管配線を図面および設計図書に追記する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない事を発見した時は、その旨をただちに監督員に通知し、確認を請求する。

【契約約款第18条（条件変更等）四】

(4) 建築機械設備工事

【変更事例：機械設備】

配管設備の改築工事において、配管撤去を行おうとしたところ、ダクトフランジパッキンからアスベストが検出された。法令に基づく撤去および処分が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・アスベストの分析調査無し。
- ・アスベストの撤去無し。



- ・配管等の保温を外したところ、ダクトフランジパッキン等からアスベストを検出した。



変更設計

- ・アスベストの分析調査、撤去を設計書（特記仕様書）に明示する。
（非石綿部での切断による除去等、撤去方法を明示する。）
- ・アスベストの分析費用、撤去費を計上する。

Point

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない事を発見した時は、その旨をただちに監督員に通知し、確認を請求する。

【契約約款第18条（条件変更等）四】

【変更事例：機械設備 ②】

冷暖房設備の改築工事において、冷温水発生器のオーバーホールを行った。機器を停止し、溶接箇所等を外したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が見つかり工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初契約箇所以外の機器の異常は想定していなかった。



- ・オーバーホールを行うため機器を停止したところ以上が見つかった。



変更設計

- ・追加のオーバーホール箇所を、設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

追加のオーバーホール箇所については、機器を停止し溶接箇所等を外さなければわからない箇所であった。追加工事については当初工事と密接に関連することから、別発注ではなく追加工事として契約変更する。

【変更事例：機械設備 ③】

多目的トイレ改修工事において、既設配管は残置とし、別の箇所に新たな配管施工を予定していた。受注者が施工前に詳細な現地調査をしたところ、既存設備の点検スペースが確保できなくなるため、別の箇所へ新たに配管施工できないことが分かった。そこで、既設配管を撤去し、撤去箇所に新たに配管を施工する事とした。

当初設計

- ・ 新たな箇所への配管敷設を想定しており、既設配管は残置と想定していた。



- ・ 受注者による施工前の詳細な現地調査により、残置予定の配管を撤去する必要があることが分かった。



変更設計

- ・ 既設配管の撤去および新設配管の施工箇所について設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

受注者は、設計時の調査が、経費的に目視調査が主体となることを念頭に置き、着工前に詳細な調査を行い、合理性のある施行を行うべきであり、発注者は必要な設計変更を行う必要がある。

【変更事例：機械設備 ④】

空気調和設備の機械設備改修工事において、附帯する電気設備改修工事の入札不調が続き落札者が決まらなかった。また、本施設は特に公共性が高く、工期延長は認められていなかった。

工期内に工事を完成させるため、本工事に、附帯する電気設備改修工事を追加することとした。

当初設計

- ・ 機械設備改修工事は単独発注であった。



- ・ 附帯する電気設備改修工事の入札不調が続き落札者が決まらなかった。



変更設計

- ・ 電気設備改修工事を追加工事とし、変更を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

Point

発注者が必要であると認められるときは、受注者に通知し、設計図書に変更を行うことができる。【契約約款第19条（設計変更の変更）】

【変更事例：機械設備 ⑤】

冷暖房設備の改修工事を施工するにあたり、冬期の2月上旬に現場着工を想定して仮設暖房費を計上していた。受注者が決まり、現地調査を行って工程を精査したところ、冬期を避け3月上旬に着工しても工期内に工事を完了させることが可能ということが分かった。従って、仮設暖房が不要となった。

当初設計

- ・ 2月上旬に現場着工を想定しており、工事期間中に暖房設備が停止することから仮設暖房を計上していた。



- ・ 受注者が工程を精査したところ、3月上旬の着工となった。



変更設計

- ・ 設計図書の仮設暖房の全数量を減ずる。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を減額する。

Point

発注者が必要であると認めるときは、受注者に通知し、設計図書の変更を行うことができる。【契約約款第19条（設計変更の変更）】

9 熊谷市建設工事請負契約約款（抜粋）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬^{びゅう}又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5項に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、

火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するも

のとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から起算して12か月を経過した後、に資金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した

費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（その他）

第54条 この約款の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

1 0 埼玉県土木工事共通仕様書（抜粋）

1 - 1 - 1 - 3 設計図書の照査等

1 . 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 . 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3 . 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1 - 1 - 1 - 15 工事の一時中止

1 . 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 1 - 49臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適當と認めた場合。

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合。

(4) 第三者、受注者、使用人等及び監督員の安全のため必要があると認める場合。

2 . 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反したまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3 . 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維

持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。
また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1 - 1 - 1 - 16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1 - 1 - 1 - 17 工期変更

1 . 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 . 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 . 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4 . 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5 . 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

10．公共建築工事標準仕様書 平成28年版（抜粋）

1.1.1 適用範囲

(e) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.8による。

- (1) 質問回答書（(2)から(5)までに対するもの）
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 図面
- (5) 標準仕様書

1.1.7 別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

(a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。

(b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

(c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4(a)による。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る資料の提出

(a) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者から求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。

(b) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者で行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料

を、あらかじめ監督職員に提出する。

(参考様式1)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 様

熊谷市長



工事の一時中止について

下記工事について、工事施工を一時中止したいので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 箇 所	
中 止 理 由	
中止解除(見込・ 確定)年月日	年 月 日

(参考様式2)

基本計画書

年 月 日

熊谷市長

宛

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記工事について、別添のとおり基本計画書を提出します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで

(参考様式3)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 様

熊谷市長



工事の一時中止解除について

年 月 日付 第 号で通知し、一時中止した下記工事について、一時中止を解除したいので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 解 除 年 月 日	年 月 日